

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1315 (2025. 3.26)

主要国の通信のユニバーサルサービス

—日本及び欧米主要国の動向—

はじめに

I 日本及び欧米主要国の通信のユニバーサルサービス

- 1 日本
- 2 米国
- 3 欧州連合 (EU)
- 4 英国
- 5 ドイツ

II 各国動向の整理

- 1 電話のユニバーサルサービス
- 2 ブロードバンドのユニバーサルサービス
- 3 モバイルや衛星通信のユニバーサルサービス

おわりに

キーワード：ユニバーサルサービス、電話、ブロードバンド、あまねく提供責務、最終保障提供責務、技術中立性

- 日本、米国、英国及びドイツでは、1980年代以降の国営事業者の民営化や自由競争の導入により、通信サービスを低廉かつ全国的に提供する仕組みを新たに法的に担保する必要が生じ、電話のユニバーサルサービスの制度が整備された。
- 2010年代以降は、ブロードバンドの普及により、ブロードバンドのユニバーサルサービスの制度化が進んだが、その担い手の在り方は各国によって異なる。
- 携帯電話の普及を背景に、電話のユニバーサルサービスは、ドイツのように旧国営事業者の責務が緩和された国もある。ブロードバンドのユニバーサルサービスは、日本では特定の技術を指定するが、欧米では技術中立的である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

国土交通課 すなだ あつこ
砂田 篤子

第1315号

はじめに

ユニバーサルサービスとは、「国民に不可欠なサービス」（不可欠性）であって、「誰もが利用可能な料金など適切な条件」（低廉性）で、「全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス」（利用可能性）とされる¹。

日本のほか欧米主要国では、従来、国営事業者等が通信サービスの低廉で全国的な提供を実質的に担ってきたが、1980年代以降の国営事業者の民営化や自由競争の導入により、電話サービスを低廉かつ全国的に提供する仕組みを新たに法的に担保する必要が生じ、電話のユニバーサルサービスの制度が整備されていった。2010年代以降は、ブロードバンド²を普及させる必要が高まったことから、ブロードバンドのユニバーサルサービス化が進んだ。

ユニバーサルサービスの議論では、①どのようなサービスを対象とするか、②誰がどのような範囲でサービス提供を担うのか、③誰がコストを負担するのかが論点となる。本稿では①～③に留意しつつ、電話とブロードバンドを中心に、主要国の通信のユニバーサルサービスの現状についてまとめる。

なお、本稿で扱う日本、米国、英国及びドイツのほか、参考情報としてフランス及びオーストラリアの計6か国について、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの概要を巻末別表に示した。

I 日本及び欧米主要国の通信のユニバーサルサービス

1 日本

これまでユニバーサルサービスにおいて日本電信電話株式会社等（以下「NTT等」）⁴とその設備が担う役割が大きかったが、最近になって、電話では他社のモバイル網を活用する方針が示された。ブロードバンドのユニバーサルサービスにおいては、複数の事業者が連携してエリアカバーする方針が示された。

(1) 電話のユニバーサルサービス

昭和59（1984）年に成立した日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」）⁵において、電話の役務をあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与すること⁶が定められた。平成9（1997）年のNTT法改正により多少の文言の変化はあったものの⁷、NTT

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、注記のあるものを除き令和7（2025）年2月3日である。

¹ 金森久雄ほか編『有斐閣経済辞典 第5版』有斐閣、2013、p.1252。

² 各国により、また時期や統計や制度などにより定義は異なるが、インターネット回線のうち、光回線（Fiber To The Home: FTTH）のように高速で大容量の通信ができる回線をいう。無線では総務省は第4世代移動通信システム（4G）等をブロードバンドとしている（ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ」2022.2.2, pp.2-3. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000791565.pdf>）。

³ ③の観点については、実際に基金が稼働している日本及び米国について取り扱った。

⁴ 本稿では、平成11（1999）年7月1日以前は日本電信電話株式会社のことをNTTと称し、再編が行われた同日以降は持株会社の日本電信電話株式会社と、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」）を総称してNTT等とする。

⁵ 平成9（1997）年の改正により、題名が現行の「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改められた。

⁶ 制定時は第2条であったが、平成9（1997）年の改正により第3条に繰下げとなった。

⁷ 制定当初のNTT法では「電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより…（中略）…安定的な供給の確保に寄与する」とされていたが、平成9（1997）年改正により、適切、公平、安定的という3要素が並列的に記載されるようになった（石岡克俊編著『コンメンタールNTT法』三省堂、2011、p.117.）。

等が「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない」（NTT 法第3条）という趣旨は NTT 法制定以来、変化していない。

NTT 等の電話のいわゆる「あまねく提供責務」（他の事業者の提供地域でもサービスを提供する責務）は、NTT 東西において、それぞれの採算地域から不採算地域への地域間補填によって提供が確保されてきた。しかし、都市部等の採算地域において事業者間の競争が進展すれば⁸、NTT 東西の地域間補填であまねく提供を維持することが困難となると見込まれたことから⁹、平成 13（2001）年の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」）改正により、①基礎的電気通信役務の定義¹⁰、②交付金制度の整備¹¹、③交付金を受け取ることのできる適格電気通信事業者¹²の制度の創設などが行われた。適格電気通信事業者として NTT 東西が指定され、交付金制度は平成 18（2006）年から稼働している¹³。交付金の負担は、受益者負担の観点から、ユニバーサルサービスに用いる NTT 東西の設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者等とされ（事業法第 110 条第 1 項）、令和 7（2025）年 1 月現在、通信事業者、携帯電話事業者 20 社が負担している¹⁴。

NTT 東西は、業務を行うに当たっては自ら支配・管理する電気通信設備を設置していなければならない（自己設備設置要件）¹⁵。しかし、令和元（2019）年 12 月の「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」において、需要が極めて限定的な辺地等、一定の場合¹⁶に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当であるとされた¹⁷。そして、令和 2（2020）年の NTT 法及び事業法改正により、自己設備設置要件が緩和され、NTT 東西がユニバーサルサービスの提供に当たり、総務大臣の認可を受けた上で他の電気通信事業者の設備を用い

⁸ 平成 16（2004）年 12 月にソフトバンクが、平成 17（2005）年 2 月に KDDI が固定電話に参入し、これに対抗して NTT 東西が固定電話の基本料を値下げするなど固定電話市場において競争が激化した。

⁹ 「法律・条約解説 総務 電気通信事業法等の一部を改正する法律—平成 13 年 6 月 22 日法律第 62 号—」『法令解説資料総覧』238 号, 2001.11, pp.21-22.

¹⁰ 事業法（現第 7 条。平成 13 年改正時は第 72 条の 5）において、基礎的電気通信役務は国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務であって総務省令で定めるものとされ、同役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない、と定められている。平成 13 年改正時は、電話に係るユニバーサルサービスが総務省令で定められ、令和 4（2022）年の事業法改正により、電話に係るユニバーサルサービスが第 1 号基礎的電気通信役務として同法に位置付けられた。同改正においては、このほか、高速度データ伝送電気通信役務に係るユニバーサルサービスが第 2 号基礎的電気通信役務として同法に位置付けられている。

¹¹ 基礎的電気通信役務を提供する事業者として指定した適格電気通信事業者に接続する接続電気通信事業者等（負担事業者）が負担金を拠出し、負担額の算定・負担の徴収・交付金の交付等を業務とする基礎的電気通信役務支援機関（支援機関）を通じて、適格電気通信事業者に交付金として交付する。

¹² 適格電気通信事業者とは、日本の電気通信事業法では基礎的電気通信役務を提供し、交付金を受け取る事業者のことを言うが、本稿では、諸外国の例で交付金を受けていなくてもユニバーサルサービスを提供する者として指定された事業者のことを適格電気通信事業者と呼ぶ。

¹³ 平成 17（2005）年に基礎的電気通信役務支援機関として電気通信事業者協会が指定され、平成 18（2006）年に適格電気通信事業者（現在の第 1 種適格電気通信事業者）として NTT 東西の指定が行われた。

¹⁴ 「ユニバーサルサービス制度における負担金の負担対象となっている事業者名」[p.2.] 電気通信事業者協会ウェブサイト <https://www.tca.or.jp/universalservice/pdf/uss_membername.pdf>

¹⁵ NTT 法第 2 条第 5 項本文。後述する令和 2 年の NTT 法改正前においては NTT 法第 2 条第 3 項第 1 号。

¹⁶ 利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地等、NTT 東西が役務の提供に係る全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等（情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申 平成 30 年 8 月 23 日付け諮問第 25 号」2019.12.17, pp.12-13. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000659635.pdf>）

¹⁷ 同上

て電話を提供することが可能となった¹⁸。これを受けて、NTT 東西は令和 6（2024）年 4 月から、携帯電話事業者から調達したモバイル回線を活用するワイヤレス固定電話¹⁹を提供している。

令和 5（2023）年 9 月から開催された総務省情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会（以下「通信政策特別委員会」）の下に、令和 6（2024）年 1 月から「ユニバーサルサービスワーキンググループ」（以下「ユニバーサル WG」）が設置され、ユニバーサルサービスの在り方について議論がなされた。ユニバーサル WG の議論を踏まえた情報通信審議会の最終答申では、①MNO（移動体通信事業者）²⁰が提供するモバイル網固定電話²¹を電話のユニバーサルサービスに位置付けること²²、②電話のあまねく提供責務²³を最終保障提供責務²⁴に見直すことが適当とされた²⁵。②については、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加することにより、電話のユニバーサルサービスの提供者には MNO も加わり、複数事業者が連携したエリアカバーが可能となるため、NTT 東西の負担等を軽減する観点が見直しの理由とされている²⁶。

（2）ブロードバンドのユニバーサルサービス

総務省に設置された「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」が令和 2（2020）年 4 月からブロードバンドのユニバーサルサービス化について議論した。令和 4（2022）年 2 月の最終取りまとめにおいて、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にするため、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けることなどが提言された²⁷。そして、令和 4（2022）年の事業法改正により、①ブロードバンドの基礎的電気通信役務への位置付け、② ①に対応する交付金制度の創設が行われた。ただし、交付金制度については、全国約 23 万町字のうち、ブロードバンドサービスを提供することが赤字²⁸となることが想定されるなどの要件を満たす区域（一般支援区域）と同じく大幅な赤字²⁹となることが想定されるなどの要件を満たす区域（特別支援区域）において所定の規模以上のブロードバンドサービスを提供している事業者（各区域において 1 に限られる。）を対象に交付金を交付し（事業法第 107 条、第 110 条の 2、第 110 条の 3 等）、その費用は受益者負担の観点から固定・無線ブロード

¹⁸ NTT 法第 2 条第 5 項に、例外的に他社設備を用いた電話の役務の提供を可能とする認可制度が設けられた。

¹⁹ NTT 東西が他事業者からモバイル網を卸契約で調達し、NTT 東西のネットワークと組み合わせて提供する。

²⁰ Mobile Network Operator の略。自社でネットワークを整備する携帯電話事業者。

²¹ MNO がモバイル網を利用して提供する固定電話。

²² 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申 令和 5 年 8 月 28 日付け諮問第 28 号」2025.2.3, p.21. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000989673.pdf>

²³ 他事業者が撤退した場合等でも、サービス提供の空白期間を大きく生じさせることなく、責務を担う者によるサービス提供が可能となる点で、利用者の保護が図られる（同上, p.30.）。

²⁴ 他の事業者がサービス提供していない地域に限り、サービスの提供責務を負う。他事業者のカバーする地域では重複してサービス提供をする必要はなくなるため、全国におけるサービス提供を効率的に確保できるようになる（同上, pp.30-31.）。

²⁵ 同上, p.32.

²⁶ 同上

²⁷ ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」2022.2.2, pp.1-2. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000791565.pdf>

²⁸ ブロードバンド 1 回線当たりの費用が月額 3,869 円を上回る場合（総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案概要」2024.7.29, p.7. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000959344.pdf>; 令和 5 年総務省告示第 214 号 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000884478.pdf>）。

²⁹ ブロードバンド 1 回線当たりの費用が月額 15,659 円を上回る場合（総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課 同上, pp.7-8; 電気通信事業法施行規則第 40 条の 8 の 4 の 2）

バンドサービス事業者が負担することとなった（事業法第 110 条の 5）。しかし、交付金に係る負担金の徴収・交付金の交付はいまだ行われていない³⁰。なお、対象となるブロードバンドとしては、FTTH³¹など具体的な技術が指定された³²。

また、現在のところ、誰がブロードバンドのユニバーサルサービスを担うのかについては、法律上定められていない。これについて、上記研究会では、NTT 東西にブロードバンドサービスの一定の責務³³を課すべき意見もあったが、NTT 等に過剰な法的責務を課すことは、NTT 等の自主的判断の余地を狭め、NTT 等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあることなどから、必ずしも適当ではないとされた³⁴。

しかし、情報通信審議会の最終答申においては、複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提として、NTT 等は前身の日本電信電話公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しているため不採算地域へのサービス展開が相対的に容易であること、また、電話のあまねく提供責務を担う特殊会社として、不採算地域をカバーしてきた実績があること等に鑑み、NTT 等が最終保障提供責務を担うことが適当であるとされた³⁵。

(3) NTT 法及び事業法改正案

情報通信審議会の最終答申を踏まえ、NTT 等の電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンド共に最終保障提供責務を設けることなどを内容とする NTT 法及び事業法の改正案が令和 7（2025）年の通常国会に提出された³⁶。

2 米国

米国のユニバーサルサービスの制度は「規模が大きく、非常に複雑」といわれる³⁷。多くの基金が存在し、多数の適格電気通信事業者が各地でユニバーサルサービス義務を負っているという点で他国と大きく異なっている。また、技術中立的³⁸でモバイルのユニバーサルサービス基金も存在するなど仕組みが柔軟である。なお、州際通信³⁹は連邦通信委員会（Federal Communications Commission: FCC）の、州内通信は州の所管であり、連邦の制度とは別に州のユニバーサルサービス制度があるが、本稿では原則として連邦の制度について扱う。

³⁰ ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金については、令和 8（2026）年度に交付金の交付が開始されることが想定されている（総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要とその整備状況等について」（第 8 回関東デジタル田園都市構想推進協議会資料 8-3）2024.11, p.6. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000985038.pdf>）

³¹ Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、超高速インターネットアクセスを可能とする。

³² ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 前掲注(27), p.2.

³³ ①ブロードバンドサービスが未提供の地域において、自治体から要望があり、他の事業者がこれに応じないときにサービスの提供を行うこと、②他の事業者が撤退した結果、ブロードバンドの提供が行われなくなる見込みの地域が生じた際に、サービスの提供を引き継ぐこと（同上, p.22.）。

³⁴ 同上, p.23.

³⁵ 情報通信審議会 前掲注(22), pp.39-40.

³⁶ 「NTT 法改正案を閣議決定 固定電話「全国一律」を緩和」『日本経済新聞』（電子版）2025.3.14 ほか

³⁷ 山條朋子「米国におけるユニバーサルサービス制度改革の動向」『Nextcom』2号, 2010.6, p.34.

³⁸ 特定の通信技術（無線、固定等）を指定せず、当局が指定した通信品質等を守れば、いかなる通信技術を用いてサービス提供してもよいこと。

³⁹ 州を越えて行われる通信。

(1) 電話のユニバーサルサービス

米国の現行のユニバーサルサービス制度は、1996年の通信法改正⁴⁰により、その枠組みが確立された。1996年通信法第254条第(b)項にユニバーサルサービスの原則（良質なサービスが、公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能でなければならない等）が規定されており⁴¹、1997年に制定されたユニバーサルサービス制度に関する規則⁴²において詳細が規定されている。

米国のユニバーサルサービス制度においては基金が重要な役割を担っている。ユニバーサルサービス基金として、①高コスト地域支援、②低所得者支援、③学校・図書館支援、④農村部医療機関支援⁴³がある。このうち、他の主要国のユニバーサルサービスに類するものは①である。現在も、①に含まれるレガシーファンドと呼ばれる基金は、電話サービスを補助している⁴⁴。①のユニバーサルサービスの範囲は、電話については電話サービス、緊急通報等であり、現在はブロードバンドも加わっている⁴⁵。

提供技術に関し、米国のユニバーサルサービス制度においては、サービスを提供する技術についての制限はない（技術中立性の原則）⁴⁶。

(2) ブロードバンドのユニバーサルサービス

2009年1月に発足したオバマ（Barack Obama）政権の下、2010年3月の「国家ブロードバンド計画（National Broadband Plan）」の中で、ブロードバンド普及を支援するための新たなユニバーサルサービス基金を設立する方針が示された⁴⁷。2011年10月、FCCはユニバーサルサービス制度の包括的改革を決定し、①高コスト地域支援プログラムの中に、有線ブロードバンド向けとモバイル向けの基金を設立し、支援の対象を電話サービスからブロードバンドへと数年かけて段階的にシフトすることにした⁴⁸。現在、①高コスト地域支援の内容はブロードバンドが主になっているが、高コスト地域支援を受ける資格のある適格電気通信事業者は、支援を受けるために電話サービスを提供する必要がある⁴⁹、原則、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が一体になっている⁵⁰。通信事業が民営で行われてきた米国では、義務は日本や後述する欧州のように、特定の旧国営事業者にあまねく提供責務が課されるのではなく、同一地域に複数の適格電気通信事業者があってもよいとされている⁵¹。また、サービスを提供する技術についての制限はなく、技術中立的である。

⁴⁰ Telecommunications Act of 1996, P.L.104-104. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-110/pdf/STATUTE-110-Pg56.pdf>>

⁴¹ 47 U.S.C. § 254(b)

⁴² 47 C.F.R. § 54

⁴³ 学校・図書館支援と農村部医療機関支援は1997年のユニバーサルサービスに関する規則においてインターネットの接続がユニバーサルサービスの対象とされた（城所岩生『米国通信改革法解説』木鐸社、2001、pp.102-103.）。

⁴⁴ “Legacy Funds.” Universal Service Administrative Company website <<https://www.usac.org/high-cost/funds/legacy-funds/>>

⁴⁵ 47 C.F.R. § 54.101(a), (c)

⁴⁶ 山條 前掲注(37), p.35.

⁴⁷ “Connecting America: The National Broadband Plan,” [2010.3.17], p.145. Federal Communications Commission website <<https://transition.fcc.gov/national-broadband-plan/national-broadband-plan.pdf>>

⁴⁸ 山條朋子「新たな改革に踏み出す米国のユニバーサルサービス制度—ブロードバンドの全米カバレッジ実現に向けて—」『情報通信学会誌』140・141号、2022.3、p.127.

⁴⁹ 47 C.F.R. § 54.101(b)

⁵⁰ ただし、前述（前掲注(44)）のレガシーファンドは、電話サービスのみを補助している。

⁵¹ 連邦レベルで特定の事業者があまねく責務を負うべきとする仕組みは見当たらない。通信法第214条によると、州委員会は同一地域で適格電気通信事業者を複数指定できるとされている（47 C.F.R. § 214(e)(2)）。

(3) 交付金制度

①高コスト地域支援について、原則、電話とブロードバンドが一つの基金に統合されている。基金は、有線及び無線通信事業者等が負担している⁵²。高コスト地域向けの基金による支援額は増加を続け、インターネットインフラを利用している GAF A (Google, Apple, Facebook, Amazon) 等 IT 企業にも応分の負担を求めるべきとの声が高まっている⁵³。

2024 年 12 月現在、①高コスト地域支援プログラムの下だけでも、少なくとも 12 を超える基金が稼働しており、1,762 社もの適格電気通信事業者が存在する⁵⁴。2023 年の基金による支援額（支払承認ベース）は、①～④の 4 プログラム合計で約 81 億 2500 万ドル（約 1 兆 2200 億円）⁵⁵である⁵⁶。①高コスト地域支援プログラム（約 43 億 2400 万ドル（約 6486 億円））⁵⁷は、日本（67 億円（2023 年度）⁵⁸）の約 100 倍もの規模に相当する⁵⁹。

3 欧州連合 (EU)

2002 年に電話サービスをユニバーサルサービスとして位置付ける指令を、2018 年にブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける指令を出している。米国と同様、技術中立的である。

(1) 電話のユニバーサルサービス

電話のユニバーサルサービスについては、2002 年に「2002 年ユニバーサルサービス指令」（2002/22/EC）⁶⁰が成立し、加盟国が地理的な場所に関係なく、手頃な料金で領域内の全ての利用者に所定の品質で、電話サービスへの接続を確保することを定めた（第 3 条）。2018 年に採択された「欧州電子通信法指令」（Directive (EU) 2018/1972）⁶¹は、「2002 年ユニバーサルサービス指令」を含む複数の指令を統合するとともに、「2002 年ユニバーサルサービス指令」を廃止し、引き続き電話サービスをユニバーサルサービスとして位置付けた（第 84 条第 1 項）。

(2) ブロードバンドのユニバーサルサービス

「欧州電子通信法指令」により、電話サービスに加え、新たにブロードバンドもユニバーサルサービスとして位置付けられ（第 84 条第 1 項）、2020 年 12 月までに加盟国は国内法を整備することとされた（第 124 条第 1 項）。

⁵² “Universal Service.” Universal Service Administrative Company website <<https://www.usac.org/about/universal-service/>>

⁵³ 山條 前掲注(48), pp.129-130.

⁵⁴ “High Cost.” Universal Service Administrative Company website <<https://www.usac.org/high-cost/>>（アクセス日は令和 6（2024）年 12 月 13 日）

⁵⁵ 1 ドルは 150 円。令和 5（2023）年 12 月分報告省令レートに基づく。以下同じ。

⁵⁶ Universal Service Administrative Company, “2023 Annual Report,” p.3. <https://www.usac.org/wp-content/uploads/about/documents/annual-reports/2023/2023_USAC_Annual_Report.pdf>

⁵⁷ *ibid.*

⁵⁸ 「番号単価の算定と第一種交付金及び第一種負担金の額」総務省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13974320/www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/seido4.html>

⁵⁹ I 1 (2) で述べたとおり、日本はブロードバンドの交付金制度はまだ稼働していない。

⁶⁰ Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users’ rights relating to electronic communications networks and services (Universal Service Directive). <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32002L0022>>

⁶¹ Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32018L1972>>

規制当局がユニバーサルサービスを提供する事業者が不公正な負担に服していると判断した場合、加盟国は当該事業者からの要請に応じて、①当該事業者への公的資金による補填、②事業者間でのコストの共有、のいずれか又は両方を行うことができるとされた(第90条第1項)。これは「2002年ユニバーサル指令」第13条の記述をおおむね受け継いだものになっている。

また、欧州は特定の技術を指定せず、通信速度に依拠して技術が決定される(技術中立性の原則)⁶²。

4 英国

電話・ブロードバンド共に、ユニバーサルサービスを担う事業者が指定されている。ブロードバンドについては、利用者の要求に応じて適格電気通信事業者がサービスを提供する形となっている。

(1) 電話のユニバーサルサービス

公社であったブリティッシュテレコムが民営化した1984年に、「1984年電気通信法」⁶³において英国全土にわたる電気通信サービスの提供確保が規制権者に義務付けられ(第3条第1項(a))、ブリティッシュテレコムが当該サービスを担うこととなった⁶⁴。

コストの負担の仕組みの議論を契機として、ユニバーサルサービスの制度化が議論され、電気通信庁(Office of Telecommunications: Oftel)が1997年2月と7月に発表した諮問文書・声明文書⁶⁵において、電話サービス等がユニバーサルサービスの対象とされるなど、ユニバーサルサービスが制度化された⁶⁶。「2003年通信法」⁶⁷により、ユニバーサルサービスが法定化された⁶⁸。命令により規制権者が英国全土において提供される電子通信サービス等の範囲を定めなければならないとされ(第65条第1項及び第2項)、「2003年電子通信命令(ユニバーサルサービス)」⁶⁹が制定され、電話サービス、電話帳、公衆電話等具体的なユニバーサルサービスの対象等が定められた(附則)。適格電気通信事業者として、旧国営事業者のブリティッシュテレコムとハル市で電気通信事業を営むキングストン・コミュニケーションズが指定されている。通信庁(Office of Communications: Ofcom)が定めた「電話のユニバーサルサービス条件」によると、ブリティッシュテレコムはハル市内を除く英国全土における電話サービスの提供が義務付けられている⁷⁰。

(2) ブロードバンドのユニバーサルサービス

2018年12月の「欧州電子通信法指令」に先んじて、2018年3月に「2018年電子通信命令

⁶² 神野新「日本と欧州(EU)のブロードバンドのユニバーサルサービス化の現状」『InfoCom T&S World Trend Report』No.392, 2021.11.29. <<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr391-20211129-kamino.html>>

⁶³ Telecommunications Act 1984 c.12. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1984/12/contents>>

⁶⁴ 青木淳一「英国電気通信市場におけるユニバーサル・サービス」『法学政治学論究』59号, 2003.冬季, pp.431-432.

⁶⁵ Oftel, “Universal Telecommunications Service. Proposed Arrangement for Universal Service in the UK from 1997,” 1997.2; *idem*, “Universal Telecommunications Service,” 1997.7.

⁶⁶ 青木 前掲注(64), pp.433-437.

⁶⁷ Communications Act 2003 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>> 「1984年電気通信法」は廃止された。

⁶⁸ 「2002年ユニバーサルサービス指令」の国内法化に対応している。

⁶⁹ The Electronic Communications (Universal Service) Order 2003. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2003/1904/contents>>

⁷⁰ Ofcom, “Telephony universal service conditions: Unofficial consolidated version,” 2023.3.17, p.4. <<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/phones-telecoms-and-internet/information-for-industry/general-authorisation-regime/unofficial-consolidated-telephony-universal-service-conditions.pdf>>

(ユニバーサルサービス・ブロードバンド)」⁷¹が制定され、手頃な価格のブロードバンドサービスが英国全土で提供されなければならないこととされた(附則1第1条)。Ofcomは、2019年6月、ブリティッシュテレコムとKCOM(旧・キングストン・コミュニケーションズ)をブロードバンドのユニバーサルサービスの適格電気通信事業者として指定した⁷²。

利用者がブロードバンド接続の提供を要請することが前提とされており(附則1第2条(b))、適切な接続⁷³に満たない場合はブリティッシュテレコムかKCOMにユニバーサルサービスの提供を要求できる⁷⁴。既存の適切なブロードバンドにアクセスできない場合という条件があるため⁷⁵、適格電気通信事業者の義務は最終保障提供義務であると考えられる。

提供技術については技術中立的で、ユニバーサルサービスの最低技術基準⁷⁶を満たせば、どのような技術でもサービスを提供することができる⁷⁷。

なお、EU離脱後の欧州電子通信法指令への対応としては、2020年12月に「2020年電子通信及び無線電信(改正)(欧州電子通信法典及びEU離脱)規則」⁷⁸が制定された⁷⁹。

5 ドイツ

基本法(憲法に相当する。)では、連邦は、遠距離通信において、地域間格差が生じないように適切かつ十分なサービスを保障するとされている(第87f条第1項)⁸⁰。他方、ユニバーサルサービスに対するドイツ的アプローチについて、実積寿也中央大学教授は、「法律で規定するものは最低限度のみ。全ては市場競争で決定される。」というフレーズに要約することができる⁸¹。2021年の「電気通信法」⁸²改正後は、電話とブロードバンドの制度が一体化し、サービス供給が不足した地点を当局が判断し、最適な事業者に提供を義務付けるなど、需給に応じた柔軟な運用になっている。

⁷¹ The Electronic Communications (Universal Service) (Broadband) Order 2018. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/445/contents/made>>

⁷² Ofcom, “Delivering the Broadband Universal Service: Statement: Designating Universal Service Providers and Setting Conditions,” 2019.6.6, pp.30-31. <<https://www.ofcom.org.uk/siteassets/resources/documents/consultations/category-1-10-weeks/129180-delivering-the-broadband-universal-service/associated-documents/statement-delivering-the-broadband-universal-service.pdf>> ブリティッシュテレコムはハル市以外、KCOMはハル市のみ。の義務。

⁷³ 通信速度が下り(ダウンロード)10Mbps以上、上り(アップロード)が1Mbps以上(“Your right to request a decent broadband service: What you need to know,” 2023.8.8. Ofcom website <<https://www.ofcom.org.uk/phones-and-broadband/access-to-decent-broadband/broadband-usage-need-to-know/>>)。Mbps (megabit per second)は1秒当たり何百万ビット(何メガビット)送受信できるかを表す、データ伝送速度の単位。数値が大きいほど通信速度が速い。

⁷⁴ *ibid.*

⁷⁵ *ibid.*

⁷⁶ 通信速度が下り10Mbps以上、上り1Mbps以上で、月間100GB以上のデータ利用が可能等(The Electronic Communications (Universal Service) (Broadband) Order 2018 Schedule1 1 (a),(b),(c))。

⁷⁷ House of Commons Library, “The Universal Service Obligation (USO) for Broadband,” 2022.3.7, p.8. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8146/CBP-8146.pdf>>

⁷⁸ The Electronic Communications and Wireless Telegraphy (Amendment) (European Electronic Communications Code and EU Exit) Regulations 2020. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1419/contents/made>>

⁷⁹ 英国は2020年1月31日にEUを離脱したが、離脱協定に基づき、欧州電子通信指令の国内法化の期限である2020年12月21日までに、国内法に導入する義務を負っていた。

⁸⁰ 初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と直近改正までの全経過—第2版』信山社出版, 2024, p.57.

⁸¹ 実積寿也「ドイツ電気通信法におけるユニバーサルサービス」『郵政研究所月報』102号, 1997.3, p.16.

⁸² Telekommunikationsgesetz (TKG). <https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2021/>

(1) 電話のユニバーサルサービス

ドイツでは1995年に旧国営事業者のドイツテレコムが株式会社化された。翌1996年に制定された「電気通信法」⁸³において、電話サービス等がユニバーサルサービスとして位置付けられた（第17条（制定当時））。また、1997年の「電気通信ユニバーサルサービス命令」⁸⁴により、電話サービス、電話帳、公衆電話等が具体的なユニバーサルサービスの範囲として位置付けられた。その後「2002年ユニバーサルサービス指令」の国内法化として、2004年に「電気通信法」⁸⁵が改正された。1996年の「電気通信法」と「電気通信ユニバーサルサービス命令」が廃止され、ユニバーサルサービスに関して関係法令に分散していた規定が一つにまとめられた⁸⁶。

電話のユニバーサルサービスについて、ドイツテレコムにはユニバーサルサービス義務を課されておらず、同社がユニバーサルサービスを自主的に提供していたとされる⁸⁷。電話のユニバーサルサービスの制度は、後述する2021年の「電気通信法」改正により、ブロードバンドと共にサービス供給が不足した地点を当局が判断し、最適な事業者に提供を義務付ける「電気通信サービスの供給に対する権利」に統合された。また、同法では、公衆電話に関する規定が削除された⁸⁸。

(2) ブロードバンドのユニバーサルサービス

「欧州電子通信法指令」に対応するため、2021年5月、「電気通信法」が改正され、ユニバーサルサービス関連の規定は一新された。ユニバーサルサービスに代わり、利用者に「電気通信サービスの供給に対する権利」が定められた（第156条）。電話サービスと共にブロードバンドサービスが適切な社会的・経済的参加のため利用可能でなければならないとされた（第157条第2項）⁸⁹。事業者には電気通信サービスの供給に寄与する義務が定められた（第159条）。

適格電気通信事業者指定の手続は、利用者が電気通信サービスに接続できず、事業者が供給する見込みがない場合、連邦ネットワーク庁に問い合わせることができる⁹⁰。連邦ネットワーク庁が電話サービスとブロードバンドサービスが適切に、十分に、手頃な料金で供給されておらず、供給の必要性があると判断した場合（第160条）、同庁は、事業者の意見を聴取した後、電気通信サービスを提供する義務を課す（第161条第2項）。

2021年の「電気通信法」改正後は、ドイツテレコムは自主的なユニバーサルサービス提供を取り止め、提供義務が生ずる場合には、ドイツテレコムを含め、供給地域の近隣にある最適な電気通信事業者が提供することになった⁹¹。よって、電話・ブロードバンド共に適格電気通信事

⁸³ Telekommunikationsgesetz (TKG). <http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&jumpTo=bgbl196s1120.pdf>

⁸⁴ Zustimmungsbefürftige Telekommunikations-Universaldienstleistungsverordnung (TUDLV). <http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&jumpTo=bgbl197s0141.pdf>

⁸⁵ Telekommunikationsgesetz (TKG). <http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&jumpTo=bgbl104s1190.pdf>

⁸⁶ かつて「電気通信ユニバーサルサービス命令」に委任されていたサービスの範囲は、「電気通信法」上に規定された（第78条第2項（当時））。青木淳一「ドイツ電気通信法制の変遷とユニバーサルサービス」『法学研究』80(12), 2007.12, pp.182-187.

⁸⁷ 服部直美「諸外国におけるユニバーサルサービス制度の運用状況と全国ブロードバンド普及政策を踏まえた制度改革の動向」『KDDI 総研 R&A』2012.1, p.10. <<https://tp.kddi-research.jp/download/report/RA2012002>>

⁸⁸ “Abbau von Telefonzellen,” 2022.3.10. Deutscher Städte und Gemeindebund website <<https://www.dstgb.de/themen/mobilfunk/abbau-von-telefonzellen/>>

⁸⁹ ただし、利用者の要請により、電話サービスのみの提供に限ることができる（電気通信法第156条第4項）。

⁹⁰ “Recht auf Versorgung mit Telekommunikationsdiensten.” Bundesnetzagentur website <<https://www.bundesnetzagentur.de/DE/Vportal/TK/InternetTelefon/Versorgung/start.html>>

⁹¹ Bundesnetzagentur, “Tätigkeitsbericht 2022/2023,” p.65. <<https://data.bundesnetzagentur.de/Bundesnetzagentur/SharedDocs/Mediathek/Taetigkeitsberichte/2023/taetigkeitsberichttk20222023.pdf>>

業者の義務は、最終保障提供責務であるといえる。

提供技術については「電気通信サービスの供給を受ける権利の最低要件に関する命令」⁹²が満たすべき要件を規定している。同命令においては通信速度が定められているが⁹³、具体的な技術については指定されておらず、技術中立的といえる。

2024年3月、ニーダーザクセン州の世帯について、2021年の「電気通信法」改正後、連邦ネットワーク庁が初めて通信事業者に電話とインターネットサービスの提供を義務付けた⁹⁴。報道によれば、通信事業者は衛星通信業を営むスペース X とされる⁹⁵。

II 各国動向の整理

本章では、電話とブロードバンドのユニバーサルサービスをめぐる動向を改めて整理し、ここまで本稿で扱った国ではユニバーサルサービスの対象となっていないモバイルや衛星通信についても、各国の対応に言及する。

1 電話のユニバーサルサービス

対象となるサービスをみると、近年、携帯電話の普及により、ドイツでは公衆電話がユニバーサルサービスの対象から外れている。その一方で、米国のように多数の事業者がユニバーサルサービスを担っている国や、英国のように旧国営系事業者の適格電気通信事業者への指定をする国等、従来の制度が継続している国もある⁹⁶。

日本では、適格電気通信事業者に課される義務として、あまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しが議論されているところ、海外主要国では、少なくともドイツが最終保障提供責務となっている。

2 ブロードバンドのユニバーサルサービス

ユニバーサルサービスの対象について、日本のように技術を指定する国と、米国、英国及びドイツのように技術を指定しない技術中立的な国に分かれている。三菱総合研究所の調査では、ブロードバンド整備率がやや低い（92%）米国のような国では、新規の整備を大量に行うに当たり、オークション等で多数の適格電気通信事業者の選定を行う際に、事業者中立的・技術中

⁹² TK-Mindestversorgungsverordnung (TKMV). <<https://www.bundesnetzagentur.de/DE/Fachthemen/Telekommunikation/Grundversorgung/TKMV.pdf>>

⁹³ ブロードバンドの場合、通信速度が下り 10Mbps 以上、上り 1.7Mbps 以上等（電気通信サービスの供給を受ける権利の最低要件に関する命令第 2 条）。

⁹⁴ “Bundesnetzagentur requires provider to supply telecommunications services,” 2024.3.11. <https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2024/20240311_Mindestversorgung_final.html>

⁹⁵ Tomas Rudl, “Starlink soll angeblich deutsche Breitbandlücken schließen,” 2024.5.16. Netzpolitik.org website <<https://netzpolitik.org/2024/mindestversorgung-mit-internet-starlink-soll-angeblich-deutsche-breitbandluecken-schliessen/>>

⁹⁶ なお、携帯電話の普及で固定電話の重要度が相対的に低下する中で、フランスやオーストラリアのように電話のユニバーサルサービスを法的義務ではなく、政府との契約の形に移行させた国もある。フランスとオーストラリアについては巻末別表を参照。

立的な手法を採用する傾向があるという⁹⁷。

同調査によると、ブロードバンド整備率の低い米国では、面的にインフラ整備を行うことに力点を置いた制度設計になる一方、ブロードバンド整備率が一定程度高い場合には、英国（整備率 98%）⁹⁸のように個別の利用者等の申請に応じたユニバーサルサービスの提供を行う制度設計になるという⁹⁹。日本は整備率は高い（整備率 99.7%）¹⁰⁰が、前述 I 1(2)のとおり区域をベースとしており、個別の利用者等の申請に基づいた制度設計ではない。

3 モバイルや衛星通信のユニバーサルサービス

日本では、情報通信審議会の最終答申において、携帯電話サービスのユニバーサルサービス化について、移動利用を保障対象とする必要性は高いとは言えないとされた¹⁰¹。また、衛星通信の活用について、海外の事業者に依存しており、利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面があること等から、現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であるとされた¹⁰²。

モバイル網によるサービスは、今回調査した主要国においてはいずれもユニバーサルサービスの対象として位置付けられてはいないが、米国においては、技術中立であるため、モバイル網を活用する基金があり、電話やブロードバンド網の整備に貢献している。

衛星通信については、ドイツにおいては技術中立的であることもあり、ニーダーザクセン州の 1 事例について米国の衛星通信事業者をユニバーサルサービス事業者に指定した例がある（I 5(2)参照）¹⁰³。

おわりに

国営事業者の民営化と市場の自由化を背景に各国で制度化されたユニバーサルサービスであるが、電話については、ドイツのように旧国営事業者に依拠する度合いが薄まっている国がみられる。各国ともブロードバンドを新たにユニバーサルサービスに位置付けているが、その担い手は各国で異なり、①多数の事業者で担う（米国）、②特定の事業者を指定する（英国）、③供給不足の事案ごとに決める（ドイツ）等様々である。

山間部の過疎地や離島の多い日本にとって、衛星通信等の新しい技術は効率よくサービスを提供できる可能性があり、技術の進展や、供給の安定性等を考えれば、いずれはユニバーサルサービスの提供手段として活用することも考えられよう。

⁹⁷ 三菱総合研究所「主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向等について」（ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第 4 回）資料 4-1）2020.7.17, pp.3-4. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000698562.pdf>;「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第 4 回）〔議事概要〕」2020.7.17, p.3. 同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000703008.pdf> なお、オーストラリア（整備率 99.7%）のように特定の会社が特定の技術を使って整備がほぼ完了している国では、特定会社が特定技術で整備済みであることを前提に、中立性が薄くなるという（同）。

⁹⁸ 三菱総合研究所 同上, p.4.

⁹⁹ 同上, pp.3-4; 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第 4 回）〔議事概要〕」前掲注(97), p.3.

¹⁰⁰ 「光ファイバの整備状況」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000864083.pdf>

¹⁰¹ その理由として、①モバイル網のエリアカバーは、MNO が競争的及び協調的な整備・維持を進めており、各社のカバーエリアについて縮小や撤退の動きは見られないこと、②このような中、携帯電話サービスをユニバーサルサービスに位置付けて、新たな国民負担を継続的に生じさせてまで保障する必要性は認められず、現在の MNO の経営状況に鑑みると、そのような負担に対する国民の理解が得られにくいと考えられることが挙げられた（情報通信審議会 前掲注(22), pp.16-17.）。

¹⁰² 同上, p.28.

¹⁰³ なお、衛星通信はオーストラリアでユニバーサルサービスの対象となっている。巻末別表を参照。

別表 主要国の通信のユニバーサルサービスの現況

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア	
電話	ユニバーサル化	2001年	1996年	1997年	1996年	1996年	1991年
	対象・内容	①加入電話 ^(注1) (電話サービス) ②公衆電話 ③緊急通報 ^(注2)	①電話サービス ②緊急通報 ③低所得者支援	①電話サービス ②公衆電話 ③電話帳 ④障害のある利用者への特別措置 ⑤低所得者向けの特別料金 ⑥緊急通報	①電話サービス ②緊急通報	①電話サービス ②障害のある利用者への特別措置 ③低所得者向けの特別料金 ④緊急通報 ^(注3)	①電話サービス ②公衆電話 ③緊急通報
	適格電気通信事業者	NTT 東日本・西日本	高コスト地域支援基金のみで地域通信事業者等1,000社以上	ブリティッシュテレコム(ハル市以外)、KCOM(ハル市) ^(注4)	なし	なし(実質的にオランジュが提供) ^(注5)	テルストラ(契約) ^(注6)
交付金制度	加入電話、携帯電話、IP電話事業者などが負担し、NTT東西に交付。規模は67億円(2023年度)	電話を包含して4種の基金が稼働している。規模はブロードバンド等と合計で約81億2500万ドル(約1兆2200億円；2023年) ^(注7)	法的仕組みはあるが、稼働していない。	法的仕組みはあるが、稼働していない。	法的仕組みはあるが、稼働していない。	契約により、テルストラは国と事業者から2億7000万オーストラリアドル(約273億円) ^(注8) の支払を受ける。	
ブロードバンド	ユニバーサル化	2022年	2011年	2018年	2021年	2020年	2020年
	対象・内容	FTTH ^(注9) 、CATV ^(注10) (HFC方式 ^(注11))、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型) ^(注12)	技術中立的 ^(注13) 高コスト地域支援基金の中に、ブロードバンド、モバイルの基金あり。	技術中立的	技術中立的	技術中立的	有線、固定無線 ^(注14) 、衛星
	通信速度	下り 30Mbps ^(注15)	下り 10Mbps 以上 上り 1Mbps 以上等 ^(注16)	下り 10Mbps 以上 上り 1Mbps 以上	下り 10Mbps 以上 上り 1.7Mbps 以上	未指定	下り 25Mbps 以上 上り 5Mbps 以上
	適格電気通信事業者	NTT が適当 ^(注17)	高コスト地域支援基金のみで地域通信事業者等1,000社以上	ブリティッシュテレコム(ハル市以外)、KCOM(ハル市)	1 地区について衛星通信事業者 ^(注18) が義務を負っているとされる	なし ^(注5)	NBN Co
	適格電気通信事業者の義務	最終保障提供責務が適当 ^(注17)	— ^(注19)	最終保障提供責務	最終保障提供責務	あまねく提供責務	最終保障提供責務
交付金制度	固定及び無線ブロードバンドサービス事業者が負担する仕組みだが、稼働していない。	ブロードバンド、モバイルの基金が稼働している。有線及び無線通信事業者等が負担している。	法的仕組みはあるが、稼働していない。	法的仕組みはあるが、稼働していない。	法的仕組みはあるが、稼働していない。	固定無線・衛星向けの基金がある。基金の規模は約8億300万オーストラリアドル(約811億円) ^(注8) だが97%をNBN Coが負担(2023年度)。	

- (注 1) 加入電話…アナログ電話（通称メタル回線・メタル電話とも呼ばれる。）、光 IP 電話、ワイヤレス固定電話。光 IP 電話は、①通話品質等が加入電話並みであり、②基本料金が加入電話並みであることを要する。ワイヤレス固定電話は他の電気通信事業者の電気通信設備（携帯電話網）を用いて提供する固定電話。情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申 令和 5 年 8 月 28 日付け諮問第 28 号」においては、モバイル網固定電話（携帯電話会社がモバイル網を利用して提供する固定電話）をユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされた（p.21.）。
- (注 2) 日本では緊急通報はユニバーサルサービスに位置付けられているが、諸外国においてはユニバーサルサービスに含まれない場合であっても基本的に全事業者に対する一般的な義務を通じて確保されている。表では、日本以外は、ユニバーサルサービスによらない義務付けを含めた。
- (注 3) 2015 年の「マクロン法」の改正に伴い、公衆電話がユニバーサルサービスの対象ではなくなった（「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」・通称「マクロン法」(LOI n°2015-990 du 6 août 2015 pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques) 第 129 条による「郵便・電子通信法典」(Code des postes et des communications électroniques) 第 35-1 条第 3 項の改正)。
- (注 4) ブリティッシュテレコムは旧国営の通信事業者。1984 年に株式会社化した。KCOM はハル市内で電気通信事業を営む事業者。
- (注 5) オランジュは旧国営の通信事業者。1991 年に公共企業体となったフランステレコムが 1996 年に株式会社化し、2013 年にオランジュに社名を変更した。オランジュは 2020 年までは適格電気通信事業者として指定されてきたが、2021 年に、2023 年までの適格電気通信事業者としての義務として電話サービスと、ブロードバンドサービスのうち低所得者向けの特別料金制度を維持する協約を政府と結んだ。新たな協約は結ばれていないが、オランジュは 2024 年もユニバーサルサービスとしての電話サービスを提供している。
- (注 6) 1991 年に株式会社化した旧国営の通信事業者テルストラは、2012 年に連邦政府との間で電話サービスと公衆電話を提供する 20 年の契約 (Telstra USO Performance Agreement: TUSOPA) を締結した。
- (注 7) 1 ドルは 150 円。令和 5 (2023) 年 12 月分報告省令レートに基づく。
- (注 8) 1 オーストラリアドルは 101 円。令和 5 (2023) 年 12 月分報告省令レートに基づく。
- (注 9) Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、超高速インターネットアクセスを可能とする。
- (注 10) Common/Community Antenna Television の略。ケーブルテレビ事業者が提供する同軸ケーブルを用いたインターネット接続。
- (注 11) Hybrid Fiber Coaxial の略。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される CATV インターネットの配線方式。
- (注 12) 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域 BWA (Broadband Wireless Access. 地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド (条件不利地域) の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム) やローカル 5G (地域の企業等が自らの建物や敷地内でスポット的に構築する 5G のネットワーク)) を用いて提供するもの。
- (注 13) 技術中立的とは、特定の通信技術（無線、固定等）を指定せず、指定した品質等を守れば、いかなる通信技術を用いてサービス提供してもよいこと。
- (注 14) 携帯電話ネットワークを活用し、敷地内に専用のアンテナを設置して受信し、インターネットが利用できるようにする技術。
- (注 15) Mbps (megabit per second) は 1 秒当たり何百万ビット (何メガビット) 送受信できるかを表した、データ伝送速度の単位。数値が大きいくほど通信速度が速くなる。下りはダウンロード、上りはアップロード。
- (注 16) 統一された基準はなく、基金ごとに基準がある。表の数値は CAF (Connect America Fund) フェーズ II 基金等の数値。基準の水準の高い基金もあり、強化型 ACAM (Alternative Connect America Cost Model) 基金では、下り 100Mbps 以上、上り 20Mbps 以上が基準となっている。
- (注 17) 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申 令和 5 年 8 月 28 日付け諮問第 28 号」2025.2.3 において適当とされたもの。
- (注 18) 衛星を利用したインターネットサービスであるスターリンクを提供する米国の衛星通信事業者のスペース X と言われている。
- (注 19) 連邦レベルで特定の事業者があまねく全国において電気通信サービス提供する責務を負うべきとする仕組みは見当たらない。州委員会は同一地域で適格電気通信事業者を複数指定できる。
- (出典) 三菱総合研究所「主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向等について」(ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 (第 4 回) 資料 4-1) 2020.7.17. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000698562.pdf>; 事務局「諸外国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度について」(情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会ユニバーサルサービスワーキンググループ (第 8 回) 資料 8-1) 2024.5.27. 同 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000948604.pdf> ほかに、各国法令、政府ウェブサイト等を基に作成。